

宅地造成及び特定盛土等規制法に基づく規制区域（案）について

1 要旨

令和3年7月に静岡県熱海市で大規模な土石流災害が発生したことを受け、危険な盛土等を全国一律の基準で包括的に規制するために、宅地造成等規制法が抜本的に改正され、「宅地造成及び特定盛土等規制法」（通称：盛土規制法）が、令和5年5月26日に施行されました。

熊本県では、令和4年より盛土規制法第4条第1項に基づく規制区域の指定に向けた調査を実施しており、この度、規制区域（案）を作成しました。

2 法の概要

宅地、農地、森林等の土地の用途にかかわらず、盛土等により人家等に被害を及ぼしうる区域を「宅地造成等工事規制区域（第10条第1項）」及び「特定盛土等規制区域（第26条第1項）」として指定します。

規制区域内で行われる一定の盛土等の行為は、許可及び届出の対象となります。

■規制区域のイメージ

宅地造成等工事規制区域
市街地や集落など盛土等が行われれば人家等に危害を及ぼしうるエリア

特定盛土等規制区域
地形等の条件から、盛土等が行われれば人家等に危害を及ぼしうるエリア等

基本的な方針（農林水産省・国土交通省告示第5号）
盛土等に伴う災害から人命を守るため、
リスクのあるエリアは、できる限り広く、規制区域に指定

※国パンフレットを一部加工

■許可・届出の対象のイメージ

盛土・切土 主な事例
・宅地造成、残土処分、太陽光発電施設の設置等のための盛土・切土等

土砂の仮置き 主な事例
・土砂のストックヤードにおける仮置き 等

3 熊本県の規制区域

盛土等に伴う災害から人命を守るため、国が示した基本的な方針及び基礎調査実施要領（規制区域指定編）に基づき、規制区域の検討を進めてきました。

その結果、県内全ての地域（盛土規制法に伴う造成宅地防災地域を除く）を「宅地造成等工事規制区域」若しくは「特定盛土等規制区域」として指定する予定です。

なお、熊本市内の区域については、熊本市が指定します。

4 規制区域の指定予定日

令和7年4月1日